元気！長生き！
太陽生命

News Release

2026年10月30日

各　位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長　田村　泰朗

太陽生命、「保険契約者代理特約」の取扱いを開始

Ｔ＆Ｄ保険グループの太陽生命保険株式会社（社長　田村泰朗、以下「当社」）は、2026年11月1日より、「保険契約者代理特約」の取扱いを開始します。

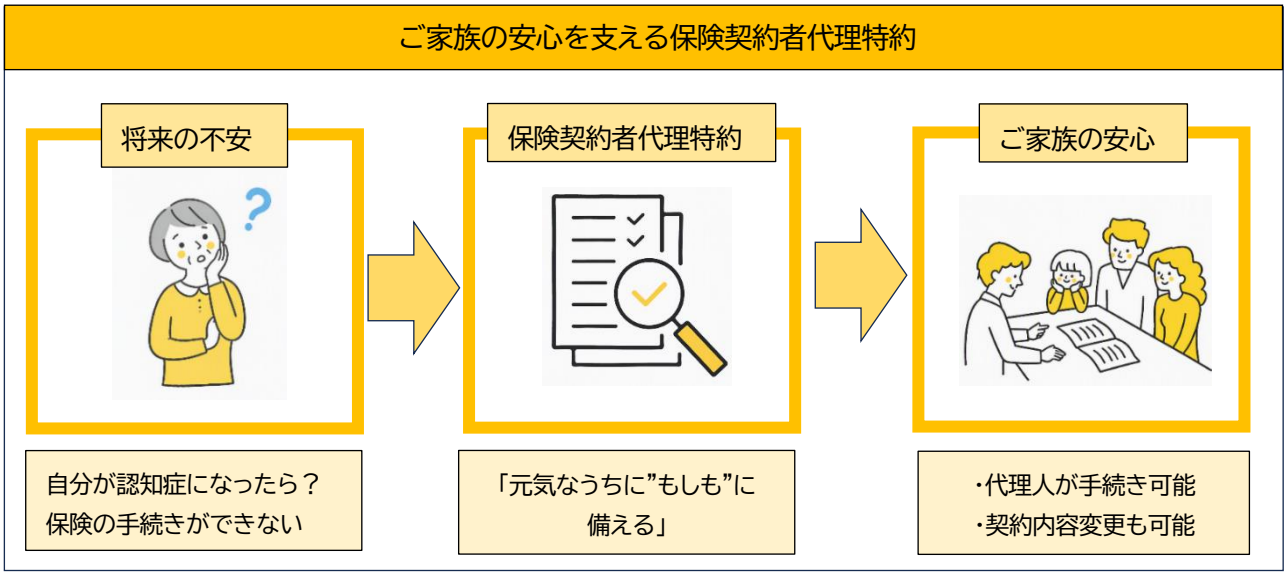
近年、高齢化の進展に伴い、認知症などの病気により将来的に意思表示が困難となる場合への備えの重要性が高まっています。一方で、生命保険における契約内容の変更や解約などの重要な手続きは、原則として契約者ご本人による意思表示が必要であり、ご本人の意思が確認できない場合、ご家族であっても手続きを行うことが難しくなるケースがあります。

このような背景を踏まえ、2026年11月1日より、契約者の意思表示が困難となった場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が契約者に代わって契約内容の変更や解約などの所定の手続きを行うことができる「保険契約者代理特約」の取扱いを開始します。本特約は無料で付加いただけるほか、ご契約後に追加して付加いただくことも可能です。

当社は、2014年度より、「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ことを目指して「ベストシニアサービス（ＢＳＳ）」を開始し、商品・サービスなどをシニアのお客様視点で見直してまいりました。商品面では、『ひまわり認知症治療保険』や『ひまわり認知症予防保険』を発売し、サービス面では保険金等のお支払い手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」をご提供し、シニアをはじめとするお客様のニーズにお応えしてまいりました。

今後も、本特約の取扱いを通じて、お客様ご本人はもちろん、ご家族にもより一層の安心をお届けし、人生100歳時代における安心で豊かな暮らしをサポートしてまいります。

ご家族の安心を支える保険契約者代理特約



以　上

挑戦、その先へ。
T&D保険グループ

太陽生命保険株式会社　広報部
東京都中央区日本橋２－７－１

別　紙

＜保険契約者代理特約の概要＞

保険契約者代理人として 指定できる方の範囲 （１契約につき１名）	契約者とつぎのいずれかの関係にある方 ＜原則＞ ・戸籍上の配偶者 ・直系血族（子・父母・祖父母・孫など） ・兄弟姉妹 ・上記以外の３親等内の親族（おじ・おば・甥姪など） ＜相応の理由がある場合に認められる方＞ ・　同居または同一生計の方 ・　療養看護に努める方 ・　財産管理を行っている方など
保険契約者代理人が行うことの できる主な手続き	保険契約者代理人はつぎの手続きを代理可能（※）です。 ・保険契約の更新 ・保険契約の解約 ・保険金額の減額 ・払済保険への変更　等 ※保険契約者の変更・保険金等の受取人の変更など保険契約者代理人が代理できない手続きがあります。

上記概要は、営業職員がお取扱いした場合の内容になります。インターネットでお申し込み可能な「スマ保険」については、一部取扱いが異なります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
なお、ご契約には一部制限があります。
このニュースリリースは商品の概略を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。